

准看護師ワーキンググループにおける検討事項

※ 将来を担う准看護師に求められる能力として、以下の能力を強化することを前提として検討する。

- ・対象者の理解をさらに深めることができるように以下の能力を強化する
 - a. コミュニケーション能力
 - b. 対象者の社会的背景や生活を理解する能力
 - c. 対象者の症状や兆候を的確に観察する能力
- ・対象者の立場に立った看護を提供できるよう以下の能力を強化する
 - d. 対象者の価値観や主体性を尊重・擁護する能力
- ・准看護師としての役割をさらに発揮できるよう以下の能力を強化する
 - e. 対象者の状態を観察し、安全に看護技術を提供し、適切に報告を行う能力
 - f. 多職種と連携するための基本的な実践能力
 - g. 新たな知識を学び自身の実践に活かす等、自己研鑽し続ける能力
 - h. 倫理的に行動する能力
- ・多様な場で多様な対象者への看護を提供できるよう以下の能力を強化する
 - i. 対象者の状態の変化に気付く能力
 - j. 病院及び診療所に限らず、介護施設等の多様な場における対象者の療養生活を支える能力

1. 検討事項

(1) 卒業時の到達目標

(2) 教育内容

- ① 充実すべき教育内容及び留意すべき点
- ② 整理すべき教育内容及び留意すべき点

(3) 教育方法

- ① 講義・演習において工夫すべき点
- ② 実習において留意すべき点

(4) 教育体制・教育環境

- ① 教員
- ② 実習指導者
- ③ 教育環境

※検討会第5回以降にご議論いただき、ワーキング
グループでの検討における留意事項を整理

(5) その他

2. 検討上の留意事項

※ 見直しの方向性は、以下のとおりとする。

- ・保健師助産師看護師法で規定されている准看護師の定義（※1）及び看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに示されている准看護師教育の基本的考え方（※2）を踏まえた卒業時の到達目標を策定する。
- ・今後の准看護師に求められる能力を培うために必要な教育内容・方法について検討を行う。

※1 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）

第6条 この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

※2 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（医政発0331第21号）

別表4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

- 1) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
- 2) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。

（1）卒業時の到達目標について

※ 准看護師教育における卒業時の到達目標を策定する。

※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。

※ 教育実態を踏まえた目標の設定を検討する。

（2）教育内容について

※ 教育内容と教育方法とを併せて検討する。

① 充実すべき教育内容及び留意すべき点

【基礎科目】

- a. ICTリテラシーを高める必要性

【専門基礎科目】

- a. 対象者の状態に合わせて適切に看護技術を実施できるよう、対象者の状態を的確に観察するための教育内容の充実
- b. 看護倫理（倫理的に考える力、患者の権利、患者安全、記録の管理等）の強化

【専門科目】

- a. 介護施設等の様々な場における対象者の療養生活を支える看護実践力を強化するために必要な教育内容の検討
- b. 終末期にある対象者及び家族等への看護についての教育内容の充実
- c. 対象者及びその家族の意思決定支援の重要性について理解できる教育内容の充実

② 整理すべき教育内容及び留意すべき点

※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。

(3) 教育方法について

※ 教育内容と教育方法とを併せて検討する。

※ 教育効果の評価の重要性を念頭に置いて検討する。

① 講義・演習において工夫すべき点

- a. アクティブラーニング等の教育方法の活用
- b. ICT の活用
- c. シミュレーション教育の活用

② 実習において留意すべき点

※ 免許取得前に習得すべきもの及び到達すべき水準を十分に吟味し検討する。

- a. 実習における教育目標や対象者の検討
- b. 介護施設等の様々な療養の場における実習の充実
- c. 様々な場における実習の展開（実習体制・環境の条件とあわせて検討）
- d. 患者安全を確保した上での効果的・効率的な実習方法の検討

(4) 教育体制・教育環境について

① 教員

② 実習指導者

③ 教育環境

(5) その他

介護福祉士養成課程における既習科目の認定について検討する。